

1 日 時

令和元年(2019年)10月25日(金) 15:00~17:00

2 場 所

北海道医師会館 8階 A会議室

3 出席者(五十音順)

秋田委員、小谷委員、加藤(秀)委員、川村委員、杉本委員、滝澤委員、長瀬委員(会長)、前上里委員、松浦委員、山田委員、吉田委員 計11名

4 議 事

(1) 北海道受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の素案の作成に向けた意見について

<説明要旨1>

- 条例については年度内での制定に向けて検討を行っている。本日はがん対策推進委員会の委員の皆様から条例素案の制定に向けてご意見をいただきたい。
- (資料1-1 1ページ) 条例骨子の目的では、道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにし防止対策を推進する、理念として受動喫煙ゼロの実現を目指すとともに20歳未満や妊婦の方には特に配慮することとしている。パブリックコメントでは、健康増進法と同程度の規制では条例を作る意味がない、努力義務とはいえ道民の意識を大きく向上させる契機になる、受動喫煙ゼロを目指すのであれば禁煙条例といった意見があった。
- 責務では、道は受動喫煙防止対策の総合的な推進を図ること、道民等は受動喫煙の正しい知識を持ち他人に受動喫煙を生じさせないことなどを、事業者は受動喫煙を防止するための環境整備、従業員等に受動喫煙を生じさせないことなどを、関係団体は、受動喫煙を未然に防止することなどとしている。パブリックコメントでは、家庭内や自動車内で未成年者がいるときは禁煙、事業者は20歳未満の方、妊婦を始め、従業員に関わることもあり禁煙にすべきといった意見があった。
- 基本的施策のうち、道の基本的施策は、道民等に対する知識の普及や学習の機会の確保、事業者等の対策の促進や調査、市町村への情報提供や連携しての推進体制の整備としている。パブリックコメントでは、道は積極的な条例の推進を望む、効果のある施策を実施すべきといった意見があった。
- (資料1-1 2ページ) 学校等の敷地内完全禁煙では、20歳未満の方が利用する施設には特定屋外喫煙場所を定めないこと、20歳未満の方や妊婦の方への対応では、20歳未満及び妊婦の方がいる場所で喫煙をしないこと、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は受動喫煙防止措置をとること、喫煙禁止場所以外での対策では、第二種施設の屋外に吸い殻入れ等設置する場合は通行量等に配慮することなどを努力義務としている。従業員等に対する受動喫煙防止対策では、事業者や関係団体の方々への責務を規定している。パブリックコメントでは、学校等に特定屋外喫煙場所は必要ない、公園等は敷地内禁煙とすべき、コンビニ等屋外の灰皿は路上へ吸い殻のポイ捨て防止のため設置を進めたもので、規制対象外とすべきといった意見があった。
- 条例の見直し規定は、5年を基本とするが法改正や社会経済情勢を勘案し、適時検

討を行うこととしている。パブリックコメントでは、時代の変化に遅れることから、3年後の見直しが必要といった意見があった。

- (補足)「20歳未満の者及び妊婦」を「20歳未満の者等」と記載しているが、「等」には妊婦も含まれ、監護という言葉には保護者も含まれているが、道民にわかりやすい表現としてどう記載するか検討する。旅行者に対する責務は「道民等」の「等」に含めている。学習の機会には児童・生徒が含まれており対象の中心と考えている。

<質疑応答・意見等1>

- 吉田委員：責務で、国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図るとしているが、具体的な連携の体制の考えがあればお聞きしたいことと、第一種施設のうち学校等の屋外喫煙場所を定めないことを努力義務にした理由を教えてください。
- 事務局：市町村との連携は、今後市町村の受動喫煙防止条例の策定の動きも出てきた際に道の条例とうまく連携とらせていただくようなことを考えている。道民、事業者等の責務のもと協働でという考えが基本にあり、全体的に努力義務としている。学校等に限ってというわけではない。
- 吉田委員：体制整備として何か具体的に考えていることがあるのか。保健所管内で、受動喫煙に関する連携会議を持つなどを想定されているのか。
- 事務局：保健所では受動喫煙対策室という看板を掲げており今後、保健所の対策室が中心となって体制を考えていきたい。
- 加藤（秀）委員：第5回の専門部会では、公園は原則として受動喫煙させない空間にしようという意見だった。「喫煙場所を定めようとする場合は」では、定めないなら自由に吸っていいみたいな解釈では。
- 事務局：公園は吸わない場所として、喫煙場所を設置する場合は第一種屋外喫煙所と同様に他の方に迷惑のかからない場所に設置という考え。
- 加藤（秀）委員：原則禁煙場所というのは条例最終案にとり入れた方がよい。
- 事務局：条文化する際に検討したい。
- 杉本委員：「努める」と、「する」とはどのぐらいの違いか。例えば「生じさせないように努める」を「生じさせないようにする」としたら、問題があるのか。
- 事務局：理念の中で道民等の責務として行うとの考えがあり努めるにしている。同様の意見もあるので、賛否も含め次回の専門部会で整理する。
- 杉本委員：がん対策委員会としては明確な言葉で示すことを整理してもいいかと。
- 事務局：努力義務として進めた中で進捗管理をし、守られてないことがあれば義務化するのか、罰則が必要なのかを検討していかなければいけない。
- 長瀬会長：監視というか、守られているかを見るのは誰か。
- 事務局：保健所になる。ただ、飲食店が義務化となった時に監視体制が確実にとれるのかも考えながら条例を策定しなければならない。
- 川村委員：「努める」は現場レベルではしなくていいと解釈。努めるでは足りないと感じる。
- 秋田委員：議会答弁、委員からの意見が資料1で、最終的にどういうプロセスで決まっていくのか。
- 事務局：本日の委員会での皆様のご意見とパブリックコメントをまとめ、来月開催の受動喫煙防止対策専門部会の中で構成を決めていく考え。
- 秋田委員：この委員会で意見を発する機会は今回が最後か、それとも今日の意見を検討したあとの最終案みたいなものをこの委員会に諮るのか。

- 事務局：今日の意見が最終で、専門部会にて素案を作る流れ。
- 小谷委員：文言として喫煙者に配慮された内容と感じる。道として努力義務とした方が今後進めやすいのか、義務化にするとそれに対する罰則や保健所の体制が大変とといったことも考えているのか。
- 事務局：飲食店では健康増進法に基づいた対応が進んでいる中で、上乘せ規定を設けるとなった場合に混乱が生じるといった意見が専門部会であり、努力義務という形をとらせていただくというもの。
- 小谷委員：この委員会としての意見を集約すると、努力義務というのはちょっと一般的じゃないのかなと思います。
- 山田委員：北海道は肺がんなど全国と比べて高いので、受動喫煙を防止するのであれば、やはりもっと厳しくすべきだと思う。飲食店のために曖昧な表現をするのであれば作る必要はないのではないか。
- 事務局：飲食店の例を挙げたが、そもそもの考え方として道民運動としてやるべきとのことで努力義務として進められていることもある。パブリックコメントでも意見をいただいているので、最終的には専門部会で整理していきたい。
- 秋田委員：専門部会のメンバーがこの資料にはないが、どのようなメンバーでどのようなレベルの審議をし決定するのか。
- 事務局：加藤（秀）先生、医師会、商工会、JTなどで、委員長は札医大の公衆衛生学の西先生、その他町村会、教育関係の方が入っている。道民の健康づくり推進協議会が親会で、その部会という位置付け。
- 秋田委員：この委員会が親会ではなく、別の委員会の部会ということか。
- 事務局：そうです。
- 秋田委員：この委員会では単に意見を言っているだけか。
- 事務局：がんの対策についても意見を伺う必要があると考え、この機会を開かせてもらっている。
- 秋田委員：北海道として何をしたいかが明確に示された条例でないと、どなたか発言したとおりに作る意味があまりないと思う。がんの罹患率、死亡率、喫煙率も非常に高い中、実効性のある喫煙率低下、道の規制による健康被害の改善をしようという意気込みを前面に出すような形でないと意味をなさないと思う。
- 滝澤委員：目的で道民の健康維持とあるが、喫煙率、肺がんが多いので、維持でなく改善することを目的としないとならないのでは。「努める」もやさしすぎるイメージがある。灰皿の設置など厳しくしないと、私も作る意味がないのかと。
- 事務局：健康の維持、改善などは、今後条文化していく中で検討したい。
- 松浦委員：本気で受動喫煙なくすことを考えたら、市民ひとり一人の意識改革が必要。北海道は広く地域により産業なども違うので、市町村が主導して地域に根ざした防止対策をやる必要があると思う。市町村と保健所との連携といった場合、リーダーシップを取るのが道か市町村なのかが曖昧で、どちらが本気で動くかがわからない。
- 事務局：道と市町村は同格であることから、市町村と連携・体制整備を図りながら進めていくという考え。
- 松浦委員：市町村の決定権がある方達も同じような認識を持っているのか。
- 事務局：健康増進法で「地方公共団体の責務」があり、受動喫煙の防止などの取組は道であっても市町村であっても同じで、それぞれの市町村で動いている。
- 前上里委員：10年・20年後とか、子どもが大人になった時に喫煙に関心を持ってし

まうことが続くと結局、喫煙率・罹患率は下がらない。そのことから、学校内だけでなく、敷地外も子どもが目につくところは刺激になるので、学校に限らず努力義務よりも少し明確に伝えてもいいと考える。

<説明要旨 2 >

- (資料 1-1 3 ページ) その他は、条例骨子に記載はないが、議会議論やパブリックコメント等を踏まえ今後専門部会で検討を予定している事項。
- 義務規定及び努力義務規定の主な議会議論は、努力義務で条例の実効性が確保されるのかの質問に対し、道などがそれぞれの責務のもと協働で対策を推進することが実効性を高めることに繋がると答弁。義務規定や罰則は一定の経過措置期間を設けることで混乱なく施行できるのではとの質問に対し、パブリックコメント等の意見を考慮し、専門部会において議論を深めると答弁。例えば学校の完全禁煙などの施策は施行時期を遅らせて罰則を適応できないか、進捗状況含め検討できないかの質問に対し、受動喫煙に関する理解と責務のもと、道民一丸となって進めるため罰則を設けず努力義務として推進する考え、条例の見直しは推進状況等を勘案し適時検討を行う考えと答弁。病院や各種学校等は保育所や小中学校等の扱いに差をつける理由がない、努力義務とされるのはどういう場所と条件か、努力義務の実効性の担保はどのようなのかの質問に対し、道民、事業者及び関係団体の責務、学校等は屋外喫煙場所を設置しないこと、公園等の屋外の受動喫煙防止対策など努力義務として盛り込んでいる。条例に盛り込む責務や基本的施策について、道民の健康づくり推進協議会等で議論を深めながら制度の周知や働きかけなどを行い、実効性の高い対策を進めていくと答弁。
- 罰則規定の主な議会議論は、がん対策推進委員会において罰則規定を設けるべきとの意見に対し、事務局からは罰則規定を設けると混乱が生じると発言があったが、なぜ混乱が生じるのかの質問に対し、専門部会において改正法の認知が進む中で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、すでに分煙化等の取り組みを進めている事業者に混乱が生じるとの意見があったことを答弁。パブリックコメントでは、東京都・大阪府並の罰則付きの条例を求めるといった意見の一方、まずは法の周知徹底が重要でといった意見があった。罰則に関して参考として、他県の条例を資料 1-2 として添付している。東京や大阪といった法施行前に条例を制定したところは相当重複している部分が多く、その部分については今後見直す予定とのこと。独自規定として禁煙の表示については、神奈川、東京、静岡、兵庫であり、罰則があるのが神奈川県のみとなっているが、罰則が適用された実績はないとのこと。小規模飲食店の従業員対策として、東京、大阪で従業員を 1 人でも雇用している場合は禁煙または分煙とする規定があるが、罰則は設けられていない。
- 飲食店への対応の主な議会議論は、法律と東京都の条例、本道の条例案の違いに関する質問に対し、小規模飲食店であっても東京都では 2020 年 4 月からは従業員を雇用している場合、禁煙または分煙の措置が義務づけられているが、道では事業所に混乱が生じることから法に準拠すると答弁。小規模飲食店で店主の意向で喫煙可能となった場合、従業員の健康が阻害されるがなぜ喫煙可能とするのかの質問に対し、改正法で直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられるため、喫煙施設とすることも選択可能とされたところ。しかし専門部会では、こうした事業所でも従業員の受動喫煙を防止することが重要との考えから、従業員等の受動喫煙防止対策を事業者の責務として盛り込んだと答弁。小規模飲食店の禁煙化を進めるため道として支援を行うべきとの質問に対し、おいしい空気の施設推進事業に

て、禁煙等を行う飲食店などにステッカーの配布などを行ってきた。こうした事業により、禁煙の取り組みを働きかけるとともに、条例で事業者の責務として飲食店における受動喫煙防止対策を推進していくと答弁。パブリックコメントでは従業員の健康や雇用を守るため規制が必要といった意見の一方、すでに改正法に基づく分煙化等の対策に取り組んでおり、条例による規制は混乱を起こすといった意見があった。

■ (資料 1-1 4 ページ) 加熱式たばこへの対応の主な議会議論は、加熱式たばこの取り扱いに関しての質問に対し、現時点では将来の健康影響を予測することは困難で、今後も研究や調査の継続が必要とされており、専門部会ではこうした国の考えや改正法において、加熱式たばこ専用喫煙室への 20 歳未満の入出禁止など、子どもを受動喫煙から守るといった道の方向性と一致していることから、条例で特段の規定は設けないと答弁。パブリックコメントでは、加熱式たばこも紙巻きたばこ同様に規制対象となることを明示すべきとの意見の一方、改正法に基づきすでに整備を進めている、更なる投資が発生することがない対応を要望するとの意見があった。

■ サードハンドスモーク、三次喫煙の主な議会議論は、道庁本庁舎の屋外喫煙場所の清掃に従事する方々は望まない受動喫煙を受けており、被害を実態として考えるべきとの質問に対し、こうした実例を専門部会に報告し、取り組みの促進について議論していくと答弁。パブリックコメントではたばこを吸い終えた後に残る有害物質による三次喫煙(残留受動喫煙)の防止対策を検討すべきとの意見があった。

■ 行動プランの作成の主な議会議論は、条例の実効性の担保をどう作っていくのかが大事、具体的な施策達成期限等を設ける必要があるとの質問に対し、議会議論やパブリックコメント等を参考に道民の健康づくり推進協議会などで施策の具体的な展開方針や進捗管理の方法などを検討していくと答弁。パブリックコメントでは、具体的な行動プラン作成が必要との意見があった。

■ 資料の説明は以上。その他、パブリックコメント等で飲食店の禁煙・喫煙可の標識を義務として掲示すべき、学校等に隣接する路上・通学路での完全禁煙、鉄道・地下鉄の駅、空港、バスの停留所周辺は全面禁煙、集合住宅のベランダ等での喫煙、自宅の庭の喫煙規制、スポーツ行事など屋外イベントでの配慮、歩きたばこやポイ捨ての規制といった意見があった。

#### < 質疑応答・意見等 2 >

- 長瀬会長：ベランダでの喫煙なんかはどう対応するのか。
- 事務局：ベランダの規制は難しいが、20 歳未満の者がいるところでは部屋の中では吸わない、全体を通して他人に受動喫煙を生じさせないことは条例の中で規定していきたい。
- 川村委員：道本庁舎に 900 人の喫煙者とは、全体の何%ぐらいにあたるのか。
- 事務局：20%。
- 川村委員：それをどのように考え、道としてどうするのか。
- 事務局：道庁は第一種施設で原則敷地内禁煙で、屋外喫煙施設を設けることができるとして今は設置されている。今後については労働安全委員会の中で検討することとなる。
- 滝澤委員：道議会庁舎の喫煙所もそうだが、望まない受動喫煙を防止するため、清掃員さんがサードハンドスモークを浴びずに清掃できる何かがあるのか。
- 事務局：庁舎の管理をしている課で、議会議論を含めて検討しているところ。
- 滝澤委員：やっぱりたばこを吸っている人が掃除をするのがよいか。たばこを吸わない人が掃除に入ると、空気を回していたとしても煙がゼロにならず、多少は浴びてしま

う。

- 事務局：道庁の喫煙所に限らず、サードハンドスモークについては国でも議論されたが、法律では触れられてはいない。次回の専門部会で議題にし、検討していきたい。
- 吉田委員：苫小牧市も今回条例を制定するが、罰則規定を設けていない。改正法で喫煙所を設ける場合の技術的な条件があるところで、法律を原則守ってくれば受動喫煙が一定程度防げるとの判断。罰則規定がないのであれば、今回道の条例で20歳未満の子どもに配慮することなので、少なくとも一種施設、大学を除く教育施設については、特定屋外喫煙場所を設けないとしてもよいと思う。あと、飲食店が喫煙可とするための申請を保健所にするが、保健所に対応できる体制があるのかどうか心配。
- 事務局：一斉に届出されると対応できなこともあり得るので、事前に受付開始時期を周知したうえで開始したい。その中で従業員の受動喫煙対策も確認していきたい。
- 吉田委員：苫小牧市では、完全禁煙のお店も表示をすることにして、申請してもらっている。ただ、飲食店の方には法律が変わって何をすることが知られていない。周知については市町村も協力できる部分かと思う。早めの周知をお願いしたい。
- 事務局：禁煙の表示についても、パブリックコメントで義務づけてはどうかとあった。法律の中では喫煙できる場所は表示、禁煙の店は表示がない、という中で観光客の方などがお店に入る際にわからなくなることが考えられる。次回の部会で議論したい。
- 松浦委員：パブリックコメントであったとする通学路、集合住宅のベランダ、バス停といったところの全面禁煙を条例に入れるつもりで意見を聞いたものか。
- 事務局：パブリックコメントとして意見があった、ということで意見も含め議論していくもの。
- 松浦委員：集合住宅のベランダも問題だと思う。隣の人がベランダでたばこを吸っていて自分の家に赤ちゃんがいるのに煙が入ってくる、先方の家にも子どもがいてベランダでしか吸えないという、イタチごっこの気がする。敷地内全面禁煙の一步外に出た歩道でたばこを吸う人がいたり、1か所が良くなれば1か所で同じことが起こっている感じがする。禁煙対策と同時に受動喫煙対策を進めていかないとと思う。
- 事務局：受動喫煙対策と禁煙対策とを両輪でと考えており、道としてもたばこをやめたい方へのサポート、禁煙指導を行う医療機関のインターネット検索システムの作成、リーフレットの作成など喫煙率の低下に努力している。
- 山田委員：改正法に基づき既に分煙等の取組を行っている事業者に混乱が生じるとあるが、具体的にどのぐらい取り組みをしている施設があるのか。
- 事務局：具体的な数は押さえていない。例示をすると、カラオケ店のカラオケルームを国の基準に基づき陰圧にし、煙が漏れない体制をとっている中で、道の条例で禁煙するとすると、今までの投資が無駄になるという意見があった。
- 山田委員：そういう要望があがっているのか。
- 事務局：今回のパブリックコメントの意見として出されたもの。
- 山田委員：丁寧に説明をしながら理解を得るよう努力して欲しいと思う。
- 前上里委員：過料を徴収した場合、どう使われるのか。先ほどステッカーの話があったが、ステッカーが飲食店の報酬、プラスになると考えられる。その費用をそういうものにまわせないか考えるが。
- 事務局：神奈川県など罰則が適用された例はないが、どう使うのかは県による。私どもとしては、おいしい空気の施設として禁煙に取り組む施設にステッカーを配る、道のホームページで紹介することで、インセンティブを図っている。

- 滝澤委員：飲食店ですでに分煙化の取り組みが始まっていて、混乱が生じるとのことであったが、そうするとこれから先、これ以上厳しい分煙・禁煙にしたらいという意見は通らなくなるということか。
- 事務局：喫煙可能な飲食店は、現在あるものに限られるので、来年4月以降、新たにできるお店については、禁煙か分煙どちらかを選ぶことになる。
- 滝澤委員：例えば従業員を1人でも雇っていたら禁煙にしたほうがいいという意見は全然討論されないことなるのか。
- 事務局：条例の中で事業者の責務として、従業員に受動喫煙を生じさせないように努めるとしており、その中で事業者はどう受動喫煙の防止をするか確認しなければならないことになる。
- 滝澤委員：従業員に対しては、事業者がどう考えるかになるのか。
- 事務局：そうです。喫煙可能なお店で従業員がいる場合、受動喫煙防止をしなければいけない責務を設けているので、例えば従業員がいる昼間は禁煙に、夜にはお酒を出して喫煙もできるとする時は、従業員は入れないとかの工夫が必要になってくる。事業者ごとに規模、形態などを考えながら対応していただくこととなる。
- 加藤（秀）委員：見直し規定で適宜行うというのは、そういったことのためにあるのでは。
- 事務局：もちろんそういう事が全く守られないとなれば、どういう形で条文を変えていくか随時見直しを図っていきたい。
- 加藤（秀）委員：専門部会に参加しているが、あまり厳しい文言にならないと思う。まず始めるのが大事で、始めてから改良していく戦略として、見直しの時にやっているとと思う。

## (2) その他

### ア 北海道がん対策推進委員会がん登録部会の委員の指名について

#### <説明要旨>

- 前回の推進委員会において、部会の委員について一部調整中というものがあつた。先般会長から特別委員として札幌弁護士会の難波委員、手稲溪仁会病院のがん登録統計室の鈴木委員の2名が指名を受けて就任しているので報告する。

#### <質疑応答・意見等>

- なし。

### イ 事務局から

#### <説明要旨>

- 次回の委員会は2月から3月位を目途に開催。時期が近づいたら日程調整の連絡をする。

#### <質疑応答・意見等>

- なし。